

東かがわ市建設工事指名競争入札指名業者指名基準

平成15年4月1日

訓令第15号

(趣旨)

第1条 この基準は、東かがわ市建設工事執行規則（平成15年東かがわ市規則第97号）第10条第1項の規定に基づき、指名競争入札に指名しようとする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 契約担当者（東かがわ市契約規則（平成15年東かがわ市規則第35号）第2条第3号の契約担当者をいう。以下同じ。）が、指名競争入札に指名しようとする者を選定しようとするときには、指名競争入札に付そうとする工事の種類及び設計金額に応じ、東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成15年東かがわ市告示第18号。以下「資格基準」という。）第5条第1項本文の資格を有する者のうちから選定しなければならない。

2 前項の場合において、契約担当者は、資格基準第5条第1項本文の資格を有する者であって工事の成績が特に優秀と認められるものについては、同項ただし書の規定により、その者の属する等級の上位の等級に属する者の資格を有する者とみなして選定することができる。

3 契約担当者は、前2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格基準第2条又は第4条の格付けを受けた者のうちから選定することができる。

(1) 指名競争入札に付そうとする工事が、災害その他の理由により緊急の施工を必要とするとき。

(2) 指名競争入札に付そうとする工事が、特殊機械又は第三者の権利の対象となっている施工方法の使用を必要とするとき。

(3) 指名競争入札に付そうとする工事と密接な関連のある他の工事を資格基準資格基準第2条又は第4条の資格を有する者が施工しているとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の理由があるとき。

(留意事項)

第3条 契約担当者は、入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名

が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査基準日以降における経営状況
- (3) 資格審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 資格審査基準日以降における安全管理の状況
- (8) 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月20日から施行する。